

# ご意見をお寄せください

～ 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設保全計画」への  
市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

財務部 公共施設管理課

## 1 趣旨

本市では、「公共施設等総合管理計画（平成28年8月策定）」に基づき、市が所有又は管理する全ての公共施設等（インフラも含む。）について、長期的な財政負担の低減や平準化を図りながら、資産価値を最大限に活かす「公共施設マネジメント」の取組を進めています。

このたび、建物系公共施設（ハコモノ）の有効活用及び、施設の機能や総量の最適化の取組の推進に向けた実施計画である「公共施設再編プラン」を策定したことを踏まえ、関連する計画である「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設保全計画」の内容の一部見直しを行います。

つきましては、このことについてのご意見（パブリック・コメント）を以下のとおり募集いたします。

## 2 市民意見公募（パブリックコメント）の期間

- ・令和4年2月10日（木）～3月11日（金） 30日間  
※郵送の場合、3月11日（金）消印有効

## 3 意見を提出できる方

- ・市の区域内に住所を有する方
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、団体の方
- ・市の区域内に通勤、通学する方

## 4 意見の提出方法

所定の様式（閲覧場所に設置・ホームページから出力）を使用するか、任意の様式に氏名、住所、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記し、直接ご持参いただくか、郵送、FAX、電子メールにより市役所公共施設管理課までご提出ください。

なお、匿名や電話での意見提出は受け付けできませんので、ご注意ください。

## 5 意見の取り扱い

- ・提出していただいた書面はお返しできません。
- ・お寄せいただいたご意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。
- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがあります。

## 6 意見の提出先

- ・持 参 市役所栄町第一庁舎 4階 公共施設管理課
- ・郵 送 〒965-8601 ※住所不要 会津若松市公共施設管理課 宛
- ・F A X 0242-39-1454
- ・電子メール [kokyoshisetsu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kokyoshisetsu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

## 7 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設保全計画」一部改訂案の概要

### (1) 「公共施設等総合管理計画」の見直し内容

#### 【主な見直し内容】

- ・第1章：目的にSDGsのゴールを記載
- ・事例編：他自治体の取組事例（「資産カルテ（千葉市）」、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（久慈市）」、「保全計画の事例（建築保全センター）」）等を本市の「施設カルテ」や「公共施設保全計画」「再編プラン」の内容に更新
- ・データ編：国の必須事項である「施設保有量の推移」や「有形固定資産減価償却率」のデータ等を追加  
※施設総量や将来の維持管理費の推計値等はインフラも含めた計画全体の内容に影響が生じるため時点修正しません

※ 詳細は、資料1：「公共施設等総合管理計画」改訂案及び改訂内容一覧のとおりです。

(2) 「公共施設保全計画」の見直し内容

【主な見直し内容】

- ・ 第1章 基本事項                   : 公共施設再編プランと計画体系のイメージ図を統一
- ・ 第4章 計画の進行管理       : 公共施設再編プランと内容を統一
- ・ 第5章 施設保全実施計画   : 令和4年度から8年度までの実施計画を公共施設再編プランと整合を図るかたちで更新

※ 詳細は、資料2：「公共施設保全計画」改訂案及び改訂内容一覧のとおりです。

◎ 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設保全計画」の一部改訂案については、別冊の計画案及び改定内容一覧をご覧ください。

計画案等は、公共施設管理課、北会津・河東支所、各市民センター、市政情報コーナー（本庁舎3階 秘書広聴課 広報グループ内）、生涯学習総合センター、市のホームページで見ることができます。

■お問合せ：会津若松市 公共施設管理課（電話番号0242-23-7087）